

判決年月日	平成 2 4 年 2 月 6 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 3 年（行ケ）第 1 0 1 3 4 号		
○ 発明の名称を「高強度部品の製造方法」とする特許出願に対する拒絶査定に係る不服審判請求を不成立とした審決が、引用発明の認定に誤りがあり、これに伴い相違点を看過しているとして取り消された事例			

（関連条文） 特許法 2 9 条 2 項

1 本件は、発明の名称を「高強度部品の製造方法」とする特許出願（特願 2 0 0 4－2 9 3 4 5 5 号）につき拒絶査定を受け、拒絶査定不服審判を請求するとともに手続補正をした原告が、請求不成立の審決を受けたことから、その取消しを求めた事案である。

2 審決は、刊行物 1（特開 2 0 0 3－3 2 8 0 3 1 号公報）に記載された引用発明として、「C：0. 2～0. 2 4 %に合金成分等が添加された鋼板を用い、1 0 0 0℃近傍まで加熱した後、約 8 0 0℃程度でプレス成形を開始し、プレス成形後に成型型で急冷・焼入れを行い高強度の成型品を製造する際に、ピアス加工を施す高強度プレス成型品の焼入れ方法」を認定し、本願発明と引用発明との相違点については、実質的な相違点ではないか、あるいは、刊行物 2（特開 2 0 0 3－2 3 1 9 1 5 号公報）、刊行物 3（特開 2 0 0 2－1 0 2 9 8 0 号公報）に開示された事項を適用して相違点に係る本願発明の構成とすることは容易であるとして、本願発明は、特許法 2 9 条 2 項の規定により特許を受けることができないとした。

3 本判決は、次のとおり、審決の引用発明の認定には誤りがあり、これに伴い、相違点の看過があるなどとして、審決を取り消した。

「刊行物 1 においては、鋼板の部位ごとに冷却速度を異ならせて冷却し、得られる焼入れ硬度を部位ごとに変化させて剛性低下部を形成し、その剛性低下部を成型型内で加工する技術が密接に関連したひとまとまりの技術として開示されているというべきであるから、そこから鋼板の部位ごとに冷却速度を異ならせて冷却し、得られる焼入れ硬度を部位ごとに変化させて剛性低下部を形成し、その剛性低下部を加工するという技術事項を切り離して、成型型内で加工を行う技術事項のみを抜き出し引用発明の技術的思想として認定することは許されない。

しかるに、審決は、引用発明として、鋼板の部位ごとに冷却速度を異ならせて冷却し、得られる焼入れ硬度を部位ごとに変化させて剛性低下部を形成し、その剛性低下部を加工するという上記の技術事項に触れることをせずに、したがってこれを結び付けることなく、単に成型型内で加工する技術のみを抜き出して認定したものであって、審決の引用発明の認定には誤りがある。これに伴い、審決には、成型型内で加工する点を一致点として認定するに当たり、これと関連する相違点として、本願発明は、「成形後に金型中にて冷却して焼入れを行い高強度の部品を製造する際に、…剪断加工を施す」のに対して、引用発明では、「成形

品形状部位ごとに冷却速度を異ならせて冷却」する点，「得られる焼入れ硬度を部位ごとに変化させ，剛性低下部を形成」する点，「剛性低下部にピース加工を施す」点を看過した誤りがある。」